

平成29年文化審議会第一次答申

- 「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」
- 「史跡における復元建物は...（中略）...その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」
- 「天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。」

復元基準

歴史的建造物の「復元」

- 往時の歴史的建造物の規模・構造・形式等を忠実に再現する「復元」

忠実性を主な軸に基準を定め、国際憲章に示された考え方を尊重しつつ、多角的で十分な分析・検討を踏まえて「復元」を実施

「復元」に係る基準は引き続き維持

歴史的建造物の「復元的整備」

- 利活用の観点から往時の歴史的建造物の外観を忠実に再現しつつ、内部構造のみ一部変更して再現する「復元的整備」

復元基準を参考に検討すること以上の規範がなく、利活用の観点など、再現目的に合致した効果を適切に引き出すための有効な指針になっていない

内部の意匠・構造の一部変更以外の再現により歴史的価値の理解促進等が図られているものの、このような再現に関する規定がない

「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現についての内容や許容範囲を明確化（新たな「復元的整備」）

- 歴史的建造物の再現のうち、「復元」に合致しない再現の許容範囲を定めるほか、再現目的に合致した効果が的確に引き出されるための手順等や忠実性との関係での留意点等について指針することが必要

歴史的建造物の再現

史跡全体の価値の理解に資する再現

現行の復元基準において、再現の在り方の規範が示されている

歴史的建造物の復元

往時の規模・構造・形式等を忠実に再現

具体的基準・手順あり

現行の復元基準を引き続き維持

歴史的建造物の復元的整備(現行)

利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ内部の意匠・構造のみ一部変更して再現

具体的基準・手順なし

史跡利活用の観点から再現を行うことで、歴史的価値の理解促進や文化財の魅力向上に繋がる可能性があるが、その目的に応じた効果を引き出すための有効な指針がない

復元的整備の範囲について見直し

往時の意匠・形態が一部不明確な場合
構造等について一部変更する場合

具体的基準・手順なし

新たな復元的整備としてその範囲を見直し、同整備のための手順や留意事項について、必要に応じて復元基準に明示

史跡全体の価値の理解に資さない再現

(例)

- 意匠・形態が全く分からないもの
- 調査により意匠・形態等に関する史資料発見の可能性があるにも関わらず、その作業が明らかに不十分なもの
- 遺構破壊を行うもの

現状変更の許可の対象外

WGでも検討対象外

【概要版】これまでの議論の整理（案）②

「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現についての内容や許容範囲を明確化（新たな「復元的整備」）

「復元」に合致しない歴史的建造物の在り方

● 「復元」に合致しない再現の許容範囲

往時の意匠・形態が一部不明確な歴史的建造物（のうち一定の場合）

構造等について一部変更して再現する歴史的建造物（のうち一定の場合） など

他方で、建造物の遺構が検出されない遺跡の直上での推測による歴史的建造物の再現や史跡の理解を妨げることに繋がる歴史的建造物の再現など、史跡全体の価値の理解に資さない再現については行うべきではない。

● 「復元」に合致しない再現（新たな「復元的整備」）に必要な手順等（再現の目的・効果の整理）

例えば、「復元的整備」を行う目的の一つである史跡の「利活用」が的確に実現されるような手順や留意事項を指針

【手順（例）】

- 再現の目的・効果や利活用方法を明確にしたプランの策定

【留意事項（例）】

- 再現の効果が理解されるものであることが必要

● 「復元」に合致しない再現（新たな「復元的整備」）の史跡の本質的価値の理解との関係での留意点等

【手順（例）】

- 再現の検討体制・実施体制の整備
- 再現のプロセスを記録に残しておくこと

【留意事項（例）】

- 往時の姿が不明確な部分がある場合は、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること

（参考）平成30年文化審議会第一次答申

- 「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」
- 「史跡における復元建物は...（中略）...その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」

再現された歴史的建造物について

● 再現された歴史的建造物の価値について

- 史跡等において再現された歴史的建造物は、文化財保護法上直ちに文化財として扱われる訳ではない
- 史跡の本質的価値の理解促進の観点、利活用の観点など、質の高い歴史的建造物の再現へのインセンティブを考えることが重要
- 適切に再現された歴史的建造物については、適切に評価をすることが必要

● 再現された歴史的建造物の評価の在り方について（検討事項）

- 例えば、
 - 忠実度の観点から、優良な復元の取組について評価する仕組みを検討が必要
 - 利活用の観点から、優良な復元的整備などの歴史的建造物の再現に関する取組について評価する仕組みを検討が必要
 - 誰が、どのような手順・評価軸等で行うのか検討

- 文化財の保存・活用は、国指定文化財のみならず、未指定の文化財も含めて行っていくこととされていることから、復元基準が地方指定や未指定の史跡等における歴史的建造物の再現に当たっての道標となり、効果的な歴史的建造物の再現をサポートできるよう、地方指定や未指定の史跡等における再現においても参酌することとする。